

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 2 項目別評価 (4) その他の業務運営に関する事項</p> <p>【原文】 「○ 文部科学省が公表した「農薬の使用状況等に関する調査結果」において、<u>特定毒物を所持していたにもかかわらず、特定毒物研究者の許可を受けていなかったことから、再発防止に向けた取組が求められる。</u> 」</p> <p>【申立内容】 <u>「特定毒物を所持していたにもかかわらず、特定毒物研究者の許可を受けていなかったことから、再発防止に向けた取組が求められる」</u> を <u>「特定毒物を所持していたが、既に関係法令の周知、毒物の管理の徹底等、再発防止に向けた対策が取られており、引き続き厳格な運用が求められる。」</u> に改める。</p> <p>【理由】 平成20年度中に実施した再発防止策は以下のとおり。 ① 研究者、薬品管理システム管理者に対する薬品管理運用の徹底化 ② 特定毒劇物の所持・使用には県による「特定毒物研究者」の許可が必要なことなど法令の周知 ③ 教職員と学生に対する「毒劇物」や「危険物」を含む薬品に関する安全教育の実施</p> <p>本学では、コンピュータを活用した全学的な薬品管理システムを構築導入し、</p>	<p>【対応】 意見のとおりとする。</p> <p>【理由】 事実関係に即した修正。</p>

すべての薬品について、厳格な管理が行われている。本件の起因となったメチルパラチオンについても、管理の対象となっていたが、所持した平成14年5月末からの時間の経過の中で、「特定毒物研究者の許可が必要」との認識がなかったため、平成20年12月9日に愛知県から毒物劇物監視に関する指導及び薬事関係指導を受けたところである。

本学は、これに基づき改めて特定毒物の所有の有無について緊急調査を実施するとともに、関係法令の周知、毒物の管理等の徹底、安全教育の実施等、再発防止策を実施し、平成20年12月17日に愛知県に対し報告書を提出し、受理されているところである。

従って本件については、平成20年度内に再発防止の取り組みが行われており、現段階においては、さらにより厳格な運用を引き続き行うことが期待されているところである。

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 2 項目別評価 (2) その他の業務運営に関する重要事項</p> <p>【原文】 ○ 「環境保護のために、太陽光発電設備を設置し、創エネルギーの推進に努める。」（実績報告書36 頁・年度計画【56-3】）については、太陽光発電パネル等の設置を検討したものの、<u>必要な面積が確保できず、設置するまでには至らなかったことから、年度計画を十分には実施していないものと認められる。</u>」</p> <p>【申立内容】 「<u>必要な面積が確保できず、設置するまでには至らなかったことから、年度計画を十分には実施していないものと認められる。</u>」を「<u>屋上緑化及び耐震補強等の事由により設置に必要な面積が不足したとと効率的な予算執行の観点から翌年度当初にまとめて購入し設置することとしたため、結果的に実現できなかった。</u>」に修正願いたい。</p> <p>【理由】 建物の改修は補正予算により措置され、短期間の内に実施することが不可避となっている。今回は取りあえず当初2棟への太陽光発電パネルの設置を計画に盛り込んだものの、改修整備中に屋上設備の関係から、設置に必要な面積に不足が生じたため、新たに屋上緑化実施とのバランスを考慮した対応を検討していたところ、翌年度に別途の補正予算による校舎改修の見込みがたったため、これと併せ設置することが効率的な予算執行すな</p>	<p>【対応】 意見を踏まえ、下記のとおり修正する。</p> <p>『太陽光発電パネル等の設置を検討したものの、<u>屋上緑化及び耐震補強等の事由により必要な面積を確保できず、設置するまでには至らなかったことから、年度計画を十分には実施していないものと認められる。</u>』</p> <p>【理由】 事実関係に即した修正。</p>

わち経費を節減する観点からも適切であるとの判断をしたため。